

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00348582

2024年10月7日

発信課	環境部環境指導課
担当者	興津 信二
連絡先	電 話 直通25-6369
	F A X 26-7654
	E-mail kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和6年10月8日 ~ 令和6年11月11日
発表項目 (行事名)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	令和6年10月7日付け行政処分。 詳細は別紙の添付資料を参照。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	

令和6年10月7日付け行政処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定により、次の事業者に対して不利益処分を行いました。

被処分者の名称及び代表者の氏名

被処分者の名称：株式会社道北舗道

代表者の氏名：沼田 浩光

許可の種類

産業廃棄物処分業の許可

産業廃棄物処理施設の設置許可

許可の番号

産業廃棄物処分業：第05020169035号

産業廃棄物処理施設：みなし許可

許可年月日

産業廃棄物処分業：令和3年12月26日

産業廃棄物処理施設：平成13年4月27日届出（みなし許可）

事業の範囲

産業廃棄物処分業：破碎（がれき類，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず）

施設の種類

産業廃棄物処理施設：がれき類，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設

処分の内容

産業廃棄物処分業の35日間の事業停止

産業廃棄物処理施設の35日間の使用停止

停止期間

令和6年10月8日から令和6年11月11日まで

処分の理由及び処分の根拠となった条文

被処分者は、下記の内容を行ったものである。

（１）平成２８年から令和４年までの期間において、少なくとも計２回、約２００ｋｇの産業廃棄物の廃油（アスファルト乳剤）をがれき類と混合する際に地表面を汚染した。このことは、法第１２条第１項、法施行令第６条第１項第２号イの規定に違反し、産業廃棄物の処理基準違反に該当するため。

（２）がれき類の処理施設において、廃油（アスファルト乳剤）をがれき類と混合して固化させ、破砕処理しており、当該変更に係る届出がなされていない。このことは、法第１５条の２の６第３項において準用する法第９条第３項の規定に違反し、産業廃棄物処理施設の変更届出義務違反に該当するため。

（３）平成２８年から令和６年まで事業場内で、産業廃棄物を囲い等を設けず、長期間保管を行っていた。このことは、法第１２条第２項、法施行規則第８条第１号イ及びロの規定に違反し、産業廃棄物の保管基準違反に該当するため。